令和７年７月２５日

大阪府教育委員会会議　会議録

１　会議開催の日時

　　令和７年７月２５日（金）　午後２時00分　開会

午後２時35分　閉会

２　会議の場所

委員会議室（府庁別館６階）

３　会議に出席した者

|  |  |
| --- | --- |
| 教育長 | 水　野　達　朗 |
| 委員 | 中　井　孝　典 |
| 委員 | 井　上　貴　弘 |
| 委員 | 尾　崎　えり子 |
| 委員 | 竹　内　　　理 |
| 委員 | 森　口　久　子 |
| 教育監 | 大久保　宣　明 |
| 理事兼教育次長 | 東　口　勝　宏 |
| 教育センター所長 | 三　宅　恭　子 |
| 教育総務企画課長 | 建　元　真　治 |
| 教育振興室長 | 内　藤　孝　彦 |
| 高等学校課長 | 林　田　照　男 |
| 市町村教育室長 | 芳　野　和　宏 |
| 教職員室長 | 金　森　充　宏 |

４　会議に付した案件等

◎報告事項１　令和10年度以降の大阪府公立高等学校入学者選抜制度について

５　定足数確認

（事務局）

それでは、定刻になりましたので７月の委員会会議を開催いたします。本日もYouTube配信を行っておりますので、ご発言の際はマイクを通してお願いいたします。それでは、教育長、お願いいたします。

（教育長）

開会にあたりまして定足数を確認します。事務局いかがでしょうか。

（事務局）

はい。本日は教育長および委員の計6名のうち６名が出席しており、会議は成立しております。

（教育長）

それでは、定足数を満たしているため、ただいまから会議を開きます。

６　議事等の要旨

(1)会議録署名委員の指定

森口委員を指定した。

(2)６月２３日の会議録について

全員異議なく承認した。

(3)議題の審議等

◎報告事項１　令和10年度以降の大阪府公立高等学校入学者選抜制度について

【議題の趣旨説明（高等学校課長）】

標記について、報告する件である。

【質疑応答】

（森口委員）

丁寧な説明ありがとうございました。全般的に非常によくわかりました。20ページの「定時制及び通信制の課程」のところで、以前はこの定時制については、働きながら学ぶ方々という印象があったと思うのですが、昨今、起立性調節障害の子どもたちが朝起きられないからという理由で定時制を選ぶことがあります。それ自体ご本人が選ばれた方針であれば問題はないのですが、やはり病気の質が、本来であれば一般の学校で学ぶだけの能力も体力もあり、家庭的背景もあれば、必ずしもその定時制を選ぶものではありません。

そういったあたり、今のお話ではいわゆる面接とエントリーシートだけで、十分その方のバックグラウンドがおわかりになるのかどうかということを教えていただきたいと思います。

お願いいたします。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

ご意見ありがとうございます。今まで３教科の学力検査を実施してきたところから、面接に変えたということは、学力検査自体に重きを置く必要はないだろうという考え方から、省略をしたというものであります。一方で、学校生活についてしっかりやってもらうということについては、これは入学者選抜云々というよりは、やはりそれまでの中学校や、それまで関係していた学校群と、しっかりと連携をとりながらやっていくということが重要だと思っております。その部分の連携については、むしろさらに力を入れて努めていきたいということで、選抜制度を前倒しにしたというようなこともございますので、ここについては学力検査等をやめるということと今の先生のおっしゃったような課題というのが、目的が少し違っていまして、引き続きそこについては力を入れていきたいと思っているという状況でございます。

（森口委員）

ご説明よくわかりました。ありがとうございます。

（教育長）

それでは他はいかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

ご説明ありがとうございました。今回の入試制度が変わることについて、今日報告事項というかたちで高等学校課長からご報告いただいたのですが、また別で決定ということがあるのでしょうか。

（高等学校課長）

決定につきましては方針というかたちで、この３月に既に委員の皆様に決定をいただきました。

その部分で、制度の詳細については改めてご報告させていただくという流れにしておりますので、その都度またご報告させていただくという仕組みでございます。大きな流れを外れているものではございませんので、方向としてはこういうことで、ご意見をいただきながら調整をさせていただきたいと考えているものでございます。

（井上委員）

すると、その３月に決まった大きな方針からもう少し具体的な目標が第一弾として出てきたということになると、これからも少しずつプロセスとして出てくるのでしょうか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

あまりにも頻繁に出すというのも、基本的に案内としてはよろしくないのではと考えておりまして、どちらかと言いますと我々としても、細かい部分を全部決めてご報告をさせていただいて、府民に案内をしたいというのが本来の思いではあるのですが、一方で、子どもたちや保護者等にとっては、決まった部分からでもできるだけ早い案内が欲しいというような思いがあるだろうというのが中学校現場からも届いておりますので、そこで一定決まったものについて、まとまり次第、ご案内するということで数回に分けてご案内することになるかと思っております。

（井上委員）

するとその大きな方針について３月に決定があって、その後具体的なものが出てくるたびに1回1回決議をしてというものではないということでしょうか。

（高等学校課長）

おっしゃる通りです。毎年選抜の決定事項については方針を教育委員会会議で決めていただき、それに基づいて実施要項というかたちで毎年定めているということですので、そのかたちに則って今回も進めさせていただきたいと考えております。

（井上委員）

すると、その実施要項というのはこの場でもう一度決めることでしょうか。

（高等学校課長）

実施要項については別に定めるとしておりますので、ここで決定いただくものではありません。

（井上委員）

そうすると、府民の方は最終の決定についてはいつ知ることができるのでしょうか。

（高等学校課長）

実施要項の最終段階のものにつきましては、令和10年度選抜については令和9年度にご案内することになると思います。ただ、そこに行くまでやはり制度が大きく変わりますので、変わった骨子の部分、ポイントになる部分については、わかりやすく案内する必要があると思っています。ですから、今回ここでご案内したことで、ご意見をいただいた上で、この新しく変更することを決めた部分の詳細については、中学校等に今後、冊子を作って案内するというような段階を踏むと思っております。

（井上委員）

私が勘違いしていれば申し訳ございませんが、この方針に従って今ある程度詳細については決定しているという認識でいいのですよね。そうすると詳細な部分についてはどこで決まったのでしょうか。

（高等学校課長）

方針に基づいて庁内で決定させていただきました。

（井上委員）

わかりました。そこを知りたいと思っていたので。要するに、意思決定の段階としては大まかな方針はこの教育委員会会議で決めて、教科数など細かな部分は、庁内の事務局で決定していきます。そういう理解で大丈夫ですよね。

（高等学校課長）

その理解で結構でございます。

（井上委員）

わかりました。ではプロセスについてここから大きく変更していくことはないということですね。今回、例えば3対7といったものがこれから１対９に１年後になって出てきますとか、ここから変更は無くて、ここより詳細なものがこれから発表されていくということですよね。

（高等学校課長）

その理解で結構です。

（教育長）

それでは他はいかがでしょうか。中井委員。

（中井委員）

帰国生選抜のことについてお伺いします。先日、多文化共生フォーラムに行ってまいりました。年々帰国して日本で学ぶ生徒が増えているという実感を持って帰ってきました。その中で、非常に学力の高い生徒も散見されました。「この大学に私は行きたい」とはっきり言っている生徒もいます。そういう子たちが学んでいるところは大きくすると枠校であると聞いていますが、これはそろそろもう少し増やしていってもいいのではないかという思いも少ししたのですが、そのことについては今のところはどうでしょうか。方向性みたいなものはないのでしょうか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

日本語指導が必要な生徒の受け入れに関しては、全くおっしゃる通りです。本当に生徒の総数もどんどん増えておりますし、言語というものの数も増えています。また、子どもたちの持っている日本語指導に対する能力やそもそも持っている学力の違いというものについてもかなり大きく違いがありまして、いわゆる枠校、日本語指導が必要な生徒選抜を実施する学校だけで受け入れるという状況ではもはやなくなっているという状況です。そのため、そうした生徒たちをどういうふうに受け入れて指導して、未来に羽ばたかせていくのかということについては、庁内で今しっかり議論をして、どんなかたちがいいのかについて、学校教育審議会でも指摘を受けているところでして、我々としても今議論を行っているという状況でございます。

（中井委員）

ありがとうございます。ご検討していただいているというふうに理解しました。ですが本当に、日本語能力は少なくても、例えば数学・理科の能力が高いといった方が、おそらくこれからどんどん増えてくると思うのです。そういう子はしっかり教育して、日本の中でしっかり育って、日本で貢献してもらうということも１つの教育にもなっていくかと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（教育長）

それでは他はいかがでしょう。竹内委員。

（竹内委員）

３－２の「日本語指導が必要な生徒選抜」ですが、作文で日本語以外の使用を認めるということは、どの言語でも認めていくという理解でよいのでしょうか。多様な生徒がいますので、ぜひ認めるべきだとは思うのですけれども、あらゆる言語の採点が必要になる中で、どうやったら公平に採点ができるかということを今後しっかり詰めていかないといけないのかな、と考えています。もう１点は「学力検査及び」というところですが、学力検査は日本語で受けるということになるのでしょうか。そうすると、その時点でかなり作文との間に乖離が出てきてしまい、なかなか合格判定が難しいような気がします。非常に細かいことで申し訳ないのですが、少し気になったので教えていただけますでしょうか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

おっしゃるように、全ての言語に希望に応じて対応しようとしているのが現実ではありますけれども、実際それが少数言語で、それを関係者に対応できますかというようなレベルでは、なかなか人が見つけられないという実態があります。そこは本人が持っているその言語も含めて、どういうかたちで作文が書けるのかということは、丁寧に対応をしながら、できるだけ本人の書きたいようなかたちになるようには努めようとはしてはいるのですけれども、個別に子どもたちと、あるいは保護者と対応しながら、選抜を受けていただくようになるというようにしております。

それから入試科目の話ですけれども、作文とは別に学力検査としては、英語と数学をやっております。これらは比較的日本語力そのものというよりは、英語の力であったり数学の力であったりという共通した部分の力を取るようなところで答えやすいような科目であると思っていますが、一方で受けるときには普通の試験よりも1.3倍にしてあげたり、あるいは、ルビを全部打っていったりとしながら、一定の配慮をしながら対応しているという状況でございます。また、辞書の持ち込みも認めているという状況です。

（竹内委員）

細かいご説明ありがとうございます。ルビを打ったり、こちらで用意した辞書を使っていただいたりと、何とか公平性を担保しながら、チャンスを広げてあげてほしいと思います。ぜひご配慮いただければ幸いです。また、すべての言語でというのは、やはり大切なことかと思います。かなりの努力が必要かと思いますが、ぜひやっていただければありがたいと考えています。よろしくお願いいたします。

（教育長）

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでしょうか。尾崎委員。

（尾崎委員）

ありがとうございます。私としては意見なのですが、今まで何度も何度も事務局の皆様とやり取りをさせていただきまして、ここまで詳細を決めていって本当に大変なご苦労があったかと思います。これから細かい点が決まって、実際に運用にのせる時にしっかりと保護者や生徒に理解をしてもらえるのかというところの冊子の作り方ですとか、中学校の先生たちがどう指導していくのか、そして高校の先生たちがどうやって目線を合わせて入試を見ていくのか、というようなところが今後また大きなハードルになってくるかと思いますので、同時進行というのは大変だとは思いますが、ぜひこの新しい制度がきちんとした運用にのるように、またご尽力いただければと思います。

（教育長）

はい、ご意見ありがとうございます。他はいかがでしょうか。井上委員。

（井上委員）

確認したいのですが、基本方針のときの粒度といいますか、今提示していただいているものはどの程度細かくなっているのでしょうか。何か例示していただいて結構なのですが、そこを今思い出せなくて、申し訳ございません。

（高等学校課長）

今日の話でいきますと、例えばエンパワメントスクールが３教科にするとか、定時制でのテストは学力検査をやめますとか、そういった部分です。

（井上委員）

調査書の3対7から7対3のレンジについては基本方針に入っていたのでしょうか。

（高等学校課長）

それは記載しておりません。それを今回も前回と同じようにやるというようなことを記載させていただいております。

（井上委員）

すると、この英語のところも基本方針のときにはなかったのでしょうか。こっちはあってこっちはないという違いはどういう基準で決められているのですか。

（教育長）

高等学校課長。

（高等学校課長）

大きく方向転換をする部分があるところについては方針で先に決定させてもらっておりまして、英語については確かに詳細な部分については、詳細な制度の部分なのかもわからないのですけれども、そこを変更する必要があるということについては、やはり大きな影響を与えるものであるという認識にその時に立ちましたので、時点の方針の中で決めさせていただきまして、どちらかと言うとそちらが例外的な扱いで、ただ影響があまりにも大きいと判断をしましたので、方針の中でお話をさせていただいたということです。

（井上委員）

その細かいところの決定は事務局の中でやっていくことについて、ルールはどこかに明記されているのですか。

（高等学校課長）

方針の中でその旨を説明させていただいて、通常方針の中では、詳細と言いますか具体的なことについては別に定める等というふうにいつもしておりまして、3月のときにはそのように説明させていただいたというふうに認識しております。

（井上委員）

細かい個別に定めたものをどこで決めるかというのはどこか明文化されているものはあるのですか。

（高等学校課長）

それはありません。

（井上委員）

それは何かルール上と言いますか、何か法令上決まっているのか、それとも細かいところを決めていくということは、今までの府の慣習なのか、どのように決まっているのでしょうか。

（高等学校課長）

どちらかと言いますと、委員が後半におっしゃった、これまでそのようなかたちで定めてきたと、そのようにアナウンスさせていただいたという部分がございますので、今回もそのかたちでやらせていただいております。

（井上委員）

わかりました。今回の決め方について異論はないのですけれども、やはり決定事項の粒度のところで、ここは基本方針に含まれていてここは含まれていないみたいなところがあるのが、客観的に見るとなぜなのかなと思う人もいるのではと思いましたので、今後そういった、大きく変わらなくても重要度が高いものというのはやはり基本方針の中に入れ込んで決めていくべきかと思いました。そこは意思決定のプロセスのバランスの問題で、そこの重要度のランク付けは非常に難しいと思うのですが、そこは段階を置いて、ここは基本方針に含めて教育委員会会議で決めるものなのではないか、あるいはここからここはかなり細かいことなので事務局で決めることなのではないかということを、改めて決めた方がいいのではないかと思いました。

つまり、慣例でやっていることをこのままでいいのか、これはやはり教育委員会会議という公の場で決めていくべきじゃないか、こっちの方はもう中で決めていったらいいのではないか、みたいなルールをもう１回決めた方がいいのかなと少し思いました。

なぜ、この質問を改めてさせていただいたかというと、１１，１２年前の入試制度改革のときに携わらせていただいたのですが、そのときに良いか悪いかは別にして当時の教育長と教育委員長のご意見で、教育委員が入試制度改革の案を各自で作りましょうということで、かなり各教育委員が勉強して、それがもちろん中井先生のように当時、教員の方もいらっしゃいましたから、入試制度について詳しい先生もいたのですけれども、やはり民間の委員は入試制度についての知識や理解がそんなに高い人ばかりではなかったので、すると何が起こるかというと、事務局の人たちとの知識などのレベルの差が生じたことがあって、当時はそういった議論をかなり重ねました。そういうことの中で、ここは何でこうなのか、ここはどこで決めているのか、みたいなことは起こらなかったと記憶がありましたので、ここはどこで決めてここはどこで決めるということを、もう１回整理する必要があるのではないかというふうに思いました。

おそらく府内の中でもいろいろな予算措置の中で、これは課長決裁だとか、これは部長決裁、教育長決裁だとかは明記されていると思うのでそれと同じように、こういった制度についてももう１回整理をしていくべきかと思います。やはり入試制度というのは非常に中学生にとっては大きな問題ですし、何年かに１回起こることですし、決めているプロセスが明らかですよ、公平ですよというところを、もう一度整理していただきたいというふうに感じました。もし整理した上で、これが正しいということでしたら、今までどおりのやり方でいいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

（教育長）

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

７　次回の教育委員会会議の予定について

（教育長）

次回の教育委員会会議の日程につきまして、事務局からお願いいたします。

（事務局）

次回会議は８月２６日火曜日14時からの予定です。

（教育長）

本日少しマイクの音声のトラブルで、重複して聞き取りづらいところご主張されている方もあったかと思いますが、大変失礼をいたしました。

それでは本日の会議を終了いたします。皆様お疲れ様でした。

以上